

平成22年7月30日「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関する意見への対応について」厚労省介護保険計画課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長連盟通知  
抜粋

**1 居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員関係 別添・抜粋**

項目	意見への対応
1 居宅介護支援	
(1) 居宅サービス計画の記入例について	略
(2) 居宅サービス計画書の更新の時期の明確化について	<p>居宅サービス計画書の更新（変更）については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平 11.7.29 老企 22 厚労省老健局企画課、以下「基準の解釈通知」という。）の「第二の3 運営に関する基準」に置いて、</p> <p>①モニタリングを行い、<u>利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等に応じて居宅サービス計画を変更（㊸居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等）</u></p> <p>②介護支援専門員は、<u>利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合など本号に掲げる場合には、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする</u>と規定しているところである。</p> <p>従って、「指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準（平 11.3. 31 厚令 38）」においても、モニタリングにより利用者の状態（解決すべき課題）に変化が認められる場合や、<u>要介護認定の更新時において、居宅サービス計画書の更新（変更）を求めているところであり、これを周知徹底したい。</u> 以下略</p>
(3) 緊急入院等におけるモニタリングの例外について	<p>基準の解釈通知の第Ⅱ 3-㊸において、「特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い(以下略)」とされている。さらに「特段の事情」とは、「利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者面接することができない場合を主として指すもの」としているところである。</p> <p>従って、入院・入所等利用者の事情により、利用者の居宅において面接することができない場合は「特段の事情」に該当し、必ずしも訪問しなければ減算となるものではない。</p> <p>ただし、入院・入所の期間中もモニタリングをしていく必要性はあることから、その後の継続的モニタリングは必要な者であり、留意されたい。</p>
(4) 「家族旅行」等で、ショートステイを利用する際のサービス担当者会議とモニタリングの取扱いについて（会議とモニタリングを同時に行うことができるか否かについて）	<p>指定基準の 13 条に掲げるケアマネジメントの一連のプロセスについては、第 1 条に掲げる基本方針を達成するために必要な業務を列挙しているものであり、基本的にはこのプロセスを進めていくことが必要。</p> <p>しかし、<u>より効果的・効率的な支援を実施することが可能な場合は、必ずしも同基準に掲げるプロセスの順序に固執するものではなく、例えば、困難事例への対応に関して、関係機関が集まって、それぞれの期間が把握している情報を共有し、まずは現状の評価を行うという場合について、サービス担当者会議とモニタリングを同時に行うことも考えられる。</u></p>
2 介護予防支援	略
3 ケアプランの軽微な内容の変更について	<p>「基準」及び「基準について」、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、基準 13 条第 3 号から第 11 号までに規定されたプラン作成に当たっての一連の業務を行うことを規定している。</p> <p>なお、「利用者の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要性はないものとする。」としているところである。</p>

①サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的にもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には「軽微な変更」に該当する場合もあると考えられる。なお、これはあくまでも例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が基準13条3号から11号までの一連の業務を行う必要性が高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきである。
②サービス提供回数の変更	同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減の場合には、「軽微な変更」に該当する場合もあると考えられる。 + 上記(①)のなお書き
③利用者の住所変更	利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する場合もあると考えられる。 + 上記(①)のなお書き
④事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する場合もあると考えられる。 + 上記(①)のなお書き
⑤目標期間の延長	単なる目標設定期間の延長を行う場合(ケアプラン上の目標設定(課題や期間)を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など)については、「軽微な変更」に該当する場合もあると考えられる。 + 上記(①)のなお書き
⑥福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における昨日の変更を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する場合もあると考えられる。 + 上記(①)のなお書き
⑦目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する場合もあると考えられる。 + 上記(①)のなお書き
⑧目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第一表の総合的援の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合、「軽微な変更」に該当する場合もあると考えられる。 + 上記(①)のなお書き
⑨担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(但し、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していること。) + 上記(①)のなお書き
4 ケアプランの軽微な変更の内容について	基準の解釈通知のとおり、「軽微な変更」に該当するものであれば、例えばサービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。しかしながら、例えばケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものでなく。その開催に当たっては、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。
①サービス利用回数の増減によるサービス担当者会議の必要性	単なるサービス担当者会議利用回数の増減(同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減など)については、「軽微な変更」に該当するものもあるものと考えられ、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。 しかしながら、例えばケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものでなく。その開催に当たっては、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。
②ケアプランの軽微な変更に関するサービ	ケアプランの「軽微な変更」であれば、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。

ス担当者会議の全事業所招集の必要性	ただし、サービス担当者会議を開催する必要がある場合には、必ずしもケアプランに係わるすべての事業所を招集する必要は無く、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される
-------------------	--

## II 介護報酬 略

## III 要介護認定 略

## IV 住宅改修・福祉用具


## VI 指定・更新・変更

## VII その他

(1) 介護予防事業特定高齢者施策のケアプラン作成について	取扱は、別途 8 月 6 日付通知による
(2) 特定高齢者施策の簡素化について	
(3) 通所介護の個別機能訓練加算における「個別機能訓練計画」及び介護予防通所介護の運動機器工場加算における「運動器機能計上計画」について	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について等の一部改正について」（平 20.7. 29）老健局計画課長他連名通知）において、通所介護における個別機能訓練計画等については通所介護計画等との一体的作成を認めることとしたところであり、各自治体におかれてはこれを徹底されたい。 (参考) 平成 20 年実施の事務負担軽減（個別機能訓練加算・運動器機能向上加算関係） 別表 2
(4) 通所介護の個別機能訓練加算における「個別機能訓練計画」及び介護予防通所介護の運動機器工場加算における「運動器機能計上計画」について	利用者ごとに補完され、常時事業所の個別機能訓練従事者により閲覧可能とするよう求めている「個別機能訓練に関する実施記録（実施時間・訓練内容・担当者等）」については、栄養改善加算、運動器機能向上加算、における定期的な記録に関する取扱と同様に、指定居宅サービス基準第 105 条において準用する第 19 条に規定するサービスの提供の記録に所要の事項を記録している場合は、改めて記録する必要はなく、また、あらかじめ策定された個別機能訓練計画に基づき実施記録チェック表などに策定し、当該表にチェックをしていく方法等によることも可能である。
(5) 介護職員処遇改善給付金の申請手続きの簡素化について	略
(6) 介護職員処遇改善給付金に関する様式の統一について	
(7) 介護職員処遇改善給付金に関する説明会の開催について	
(8) 介護職員処遇改善給付金のキャリアパスの要件について	
(9) 介護職員処遇改善給付金のキャリアパスのモデルについて	
(10) 介護職員処遇改善給付金のキャリアパス要件等届出書を法人単位で届け出る場合の取扱について	
(11) 通所介護計画の作成担当者について	通所介護計画については、指定居宅サービス基準第 99 条第 1 項により管理者が作成しなければならない取扱にしているが、実際の作成について居宅基準解釈通知第三の六の 3（3）において ①通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者に取り纏めを行わせるものとし、とあり、実質的な作成を生活相談員が行うことは差し

	<p>支えない。</p> <p>②通所介護計画は、サービスの提供に係わる従事者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。</p> <p>としている。</p> <p>従って、最終的に通所介護計画が、管理者の責任において作成されることは必要であるが、実際の作成業務は、生活相談員・介護職員・看護職員・昨日訓練指導員が共同して行って差し支えないことから、各事業所の実情に応じて適切な業務分担をしていただきたい。</p>
(12) 訪問介護の院内介助の取扱について	<p>訪問介護における院内介助の取扱は、「通院等ための乗車又は降車の介護が中心である場合」の適用関係について（平 15.5.8 通知）において、「基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる」とされているところである。</p>
(13) 特定施設入居者生活介護における一時介護室の取扱について	略
(14) 認知症対応通所介護の利用者について	<p>認知症通所介護の利用者については、医師の診断書等の画一的な取扱で確認を求める者ではないが、サービス担当者会議や、介護支援専門員のアセスメント等において、当該利用者にとっての認知症対応型通所介護サービスの必要性及び利用目的を十分に検討し、確認されたい。</p>
(15) 高額医療合算介護サービス費の支給に係る事務手続きの簡素化について	略
(16) 日用品費の取扱について	<p>介護報酬の算定における日常生活費の解釈については、通知、Q &amp; A等において統一的な解釈を示しているところで、今後とも周知徹底を図りたい。</p> <p>【「日常生活費の具体例」】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の希望により、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用</li> <li>・利用者の希望によって、教養娯楽費として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 等</li> </ul>
(17) 生活援助の取扱について	<p>訪問介護の生活援助について、個々の利用者の状況に応じて判断するもの手有り、同居親族がいることをもって一律機械的に拒否するべき者ではなく、今後も周知徹底を図りたい</p>

★ 通知抜粋につき、実際の運用に当たっては、保険者への確認等配慮する必要がある。